



島根県報

平成23年12月20日（火）

号外 第 205 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 3

告 示

島根県告示第815号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成23年12月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
県 道	松江木次線	雲南市大東町薦沢969番23地先から同番2地先まで	前	メートル 36.70～ 65.00	メートル 110.00	雲南県土整備事務所 道路改良工事 拡幅	
			後	36.70～ 95.50	110.00		
"	稗原木次線	雲南市三刀屋町古城1番4地先から同1132番5地先まで	前	7.50～ 12.60	100.00	道路改良工事 拡幅	
			後	9.00～ 17.00	100.00		
"	西郷布施線	隠岐郡隠岐の島町犬来センシ436番9地先から同町釜後川12番1地先まで	前	6.00～ 24.00	1,330.00	道路改良工事 拡幅	
			後	9.00～ 55.00	1,330.00		
"	"	隠岐郡隠岐の島町釜後川12番1地先から同町釜上大上3番1地先まで	前 A	9.00～ 21.00	295.00	隠岐支庁県土整備局 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ	
			後	A	9.00～ 21.00		295.00
				B	13.00～ 84.00		170.00

島根県告示第816号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成23年12月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	美保関八束松江線	松江市八束町二子924番5地先から同976番5地先まで	メートル 260.00	平成23年 12月20日	松江県土整備 事務所	
〃	〃	松江市八束町二子1152番地先から同1144番5地先まで	500.00	平成23年 12月20日		
〃	三刀屋佐田線	雲南市三刀屋町乙加宮1058番2地先から同1057番3地先まで	62.00	平成23年 12月20日	雲南県土整備 事務所	
〃	甲田作木線	邑智郡邑南町上田983番地先から同6631番1地先まで	388.00	平成23年 12月20日	県央県土整備 事務所	
〃	西郷都万郡線	隠岐郡隠岐の島町南方1848番6地先から同667番1地先まで	50.00	平成23年 12月20日	隠岐支庁県土 整備局	